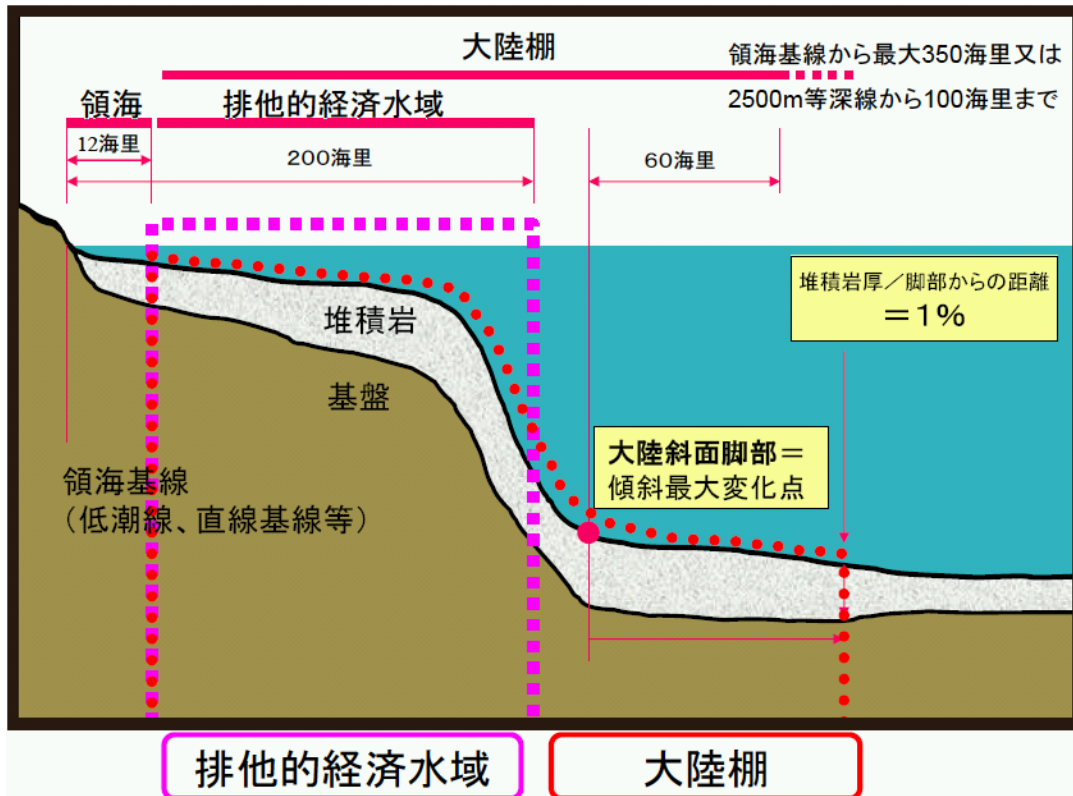


## 大陸棚の定義



### (参考) 国連海洋法条約 (大陸棚の定義に関する部分の抜粋)

#### 第76条 大陸棚の定義

- 4 (a) この条約の適用上、沿岸国は、大陸縁辺部が領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えて延びている場合には、次のいずれかの線により大陸縁辺部の外縁を設定する。
- (i) ある点における堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の一パーセント以上であるとの要件を満たすときにこのような点のうち最も外側のものを用いて7の規定に従って引いた線
  - (ii) 大陸斜面の脚部から六十海里を超えない点を用いて7の規定に従って引いた線
- (b) 大陸斜面の脚部は、反証のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。
- 5 4 (a) の(i)又は(ii)の規定に従って引いた海底における大陸棚の外側の限界線は、これを構成する各点において、領海の幅を測定するための基線から三百五十海里を超え又は二千五百メートル等深線(二千五百メートルの水深を結ぶ線をいう。)から百海里を超えてはならない。
- 8 沿岸国は…大陸棚の限界に関する情報を…大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。